○習志野市建設工事検査実施要綱

昭和４４年１０月２日訓令甲第５号

改正 昭和４６年６月２５日

昭和４９年４月２４日訓令第８号

昭和５２年３月３１日訓令第４号

昭和５５年４月１日訓令第６号

昭和５６年３月２６日訓令第２号

昭和５９年３月３１日訓令第２号

昭和６３年３月３１日訓令第２号

平成３年９月３０日訓令第１０号

平成１４年３月２９日訓令第３号

平成１４年９月２７日訓令第８号

平成１７年４月１４日訓令第１０号

平成２１年３月３１日訓令第８号

平成２４年３月３０日訓令第９号

令和４年１２月２１日訓令第５号

 (目的)

第１条　この要綱は、法令等に特別の定めがあるもののほか、市が施行する建設工事の検査について必要な事項を定め、もつて工事の適正、かつ、能率的な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　建設工事　土木工事（道路、河川、街路、公園施設および下水道に関する工事）および建築工事(建築物および建築附帯設備等に関する工事)をいう。

(2)　中間検査　工事施行の途中において行なう検査をいう。

(3)　出来形検査　工事の一部が完成した場合において、その完成部分について、工事費用の部分払いをしようとするときに行なう検査をいう。

(4)　完成検査　工事の全部が完成した場合において行なう検査をいう。

(検査員)

第３条　第１条の目的を達成するため、工事検査員(以下「検査員」という。)を置く。

２　検査員は、市長が任命する者をもつて充てる。

(昭６３訓令２・平３訓令１０・平１７訓令１０・一部改正)

(所掌事務)

第４条　工事検査担当課長は、次の各号に掲げる検査を実施する。

(1)　建設工事の完成又は出来形検査

(2)　建設工事の中間検査

(3)　その他、特に市長が命じた事項

（昭６３訓令２・平３訓令１０・一部改正）

(完成、出来形通知)

第５条　習志野市行政組織規則(昭和５９年規則第５号)第４条に定める課の長、教育委員会行政組織規則(昭和４７年教育委員会規則第１１号)第９条に定める課の長、消防本部組織規則(昭和４２年規則第４号)第３条に定める課の長及び行政委員会の事務局の長(以下「担当課長」という。)は、工事が完成したとき又は工事に係る契約に基づき部分払いを行うときは、当該工事の受注者が市長に提出した工事完成通知書/工事出来形部分確認請求書(別記第１号様式。以下「通知書兼請求書」という。)に必要事項を記載し、工事検査担当課長に提出しなければならない。ただし、市が施工する直営工事については、この限りでない。

２　工事検査担当課長は、前項の規定にかかわらず、建設工事の中途において随時中間検査をすることができる。

(昭５２訓令４・全改、昭５５訓令６・昭５９訓令２・昭６３訓令２・平３訓令１０・平２４訓令９・令４訓令○・一部改正）

(検査)

第５条の２　工事検査担当課長は、通知書兼請求書を受理したときは、その日から１４日以内に当該工事に係る検査をしなければならない。

(昭５２訓令４・追加、昭６３訓令２・平３訓令１０・令４訓令○・一部改正)

(検査方法)

第６条　建設工事の検査は、契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類に基づいて工事の実施状況、出来形および品質を検査し、その適否を判定するものとする。

２　工事の出来形および品質の検査は、現地で実施するものとし、位置、出来形、寸法、品質および出来栄えについて、設計図書および仕様書と対比しておこなうものとする。この場合、土木工事については市長が別に定める土木工事検査技術基準、出来形検査基準および品質検査基準に基づいて実施するものとする。

(検査の認定)

第７条　工事検査担当課長は、地下、水中、その他仕上内部面等外部から検査を行ない難い部分については、建設工事担当課長が命じた監督員の証明、及び出来形図、写真等の記録により、これを認定することができる。

(昭６３訓令２・平３訓令１０・一部改正)

(破壊検査)

第８条　工事検査担当課長は、検査において必要があると認めるときは、その必要の程度をこえない範囲で、その一部を破壊し、分解し、又は試験して検査することができる。

(昭６３訓令２・平３訓令１０・一部改正)

(工事の手直し命令等)

第９条　工事検査担当課長は、工事の検査の結果、その出来形が工事関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事指示書(別記第２号様式)により直ちに相当の期日を指定し、補修又は改造を命じなければならない。

２　前項の手直しが極めて重大であり、かつ、その処置に急施を要するものと認められるものについては、直ちに市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(昭６３訓令２・平３訓令１０・一部改正)

(手直し工事の完了)

第１０条　担当課長は、手直し工事が完了したときは、手直し工事完了届(別記第３号様式)を工事検査担当課長に提出しなければならない。

２　工事検査担当課長は、手直し工事完了届を受領したときは、速やかに当該手直し工事について検査を行うものとする。

(昭５９訓令２・昭６３訓令２・平３訓令１０・令４訓令○・一部改正)

(報告)

第１１条　工事検査担当課長は、工事の完成若しくは出来形又は手直し工事の確認をしたときは、工事(完成・出来形)・手直し工事検査結果通知書検査結果通知書(別記第４号様式)を作成し、受注者に通知するとともに、工事検査担当部長に報告しなければならない。

(昭４９訓令８・昭５９訓令２・昭６３訓令２・平３訓令１０・令４訓令○・一部改正)

(補則)

第１２条　この要綱に特別に定めのない事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和４４年１０月１日から適用する。

附　則(昭和４６年６月２５日)

この要綱は、昭和４６年５月１０日から適用する。

附　則(昭和４９年４月２４日訓令第８号)

この訓令は、公示の日から施行し、昭和４９年４月１日から適用する。

附　則(昭和５２年３月３１日訓令第４号)

１　この訓令は、昭和５２年４月１日から施行する。

２　この訓令施行前にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づき作成した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間使用することができる。

附　則(昭和５５年４月１日訓令第６号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則(昭和５６年３月２６日訓令第２号)

この訓令は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則(昭和５９年３月３１日訓令第２号)

この訓令は、習志野市行政組織規則(昭和５９年規則第５号)の施行の日(昭和５９年４月１日)から施行する。

附　則(昭和６３年３月３１日訓令第２号)

この訓令は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則(平成３年９月３０日訓令第１０号)

この訓令は、平成３年１０月１日から施行する。

附　則(平成１４年３月２９日訓令第３号)

(施行期日)

１　この訓令は、平成１４年４月１日から施行する。

(経過措置)

１　この訓令の施行日前に、この訓令による改正前のそれぞれの訓令により作成された帳票については、この訓令の施行の日以後においても当分の間所要の調製をして使用することができるものとする。

附 則（平成１４年９月２７日訓令第８号）

(施行期日)

１　この訓令は、平成１４年１０月１日から施行する。

(経過措置)

２　この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のそれぞれの訓令の規定により作成された用紙については、この訓令の施行の日以後においても、当分の間、使用し又は所要の修正をして使用することができる。

附　則(平成１７年４月１４日訓令第１０号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成２１年３月３１日訓令第８号)

(施行期日)

１　この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この告示の施行の日前に、この告示による改正前の習志野市建設工事検査実施要綱により作成された帳票については、この告示の施行日以後においても当分の間、使用し、又は、所要の修正をして使用することができる。

附　則(平成２４年３月３０日訓令第９号)

(施行期日)

１　この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この訓令の施行の日前に、この訓令による改正前の習志野市建設工事検査実施要　　　綱により作成された帳票については、この訓令の施行の日以後に おいても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附　則

(施行期日)

１　この訓令は、公示の日から施行する。

　(経過措置)

２　この訓令の施行の日前に、改正前の習志野市建設工事検査実施要綱の規定により作成された用紙については、この訓令の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

別　記

第１号様式（第５条第１項）

　　　年　　　月　　　日

工　 事　 完　 成　 通　 知　 書

工 事 出 来 形 部 分 確 認 請 求 書

　習志野市長　　　　　　　　　宛て

所　在 ・ 住　所

受注者　商　号 ・ 名　称

代　　 表　　 者　　　　　　　　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付け契約に係る下記工事は、　　年　　月　　日をもって（完成・出来形）となりましたので、これを確認する検査をお願いしたく、建設工事請負契約約款（第３２条第１項・第３８条第２項）の規定により（通知・請求）します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工　　事　　名 |  |
| 工　事　場　所 |  |
| 契約着工年月日 | 　　　　年　　月　　日 | 契約完成年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 着　工　年　月　日 | 　　　　年　　月　　日 | 完　成出来形 | 年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 請　負　代　金　額 | 円 | 出　来　高　額 | 円 |
| 受　領　済　額(年月日) | 円　　　　年　　月　　日 | 出　来　高　率 | ％ |
| 円　　　　年　　月　　日 | 出 来 高 払 金限 度 額 の 算 出 |  |
| 円　　　　年　　月　　日 |
| 円　　　　年　　月　　日 |
| 今 回 の 請 求 額 | 円 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 上記のとおり建設工事の（完成・出来形）を確認したので、検査を願います。 |  |  |  |  | 担　当 |
|  |  |  |  |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　課長　　　宛て部　　　　　　　　　課　長　　　　　　　　　　　　印 |

注　「（完成・出来形）」及び「（通知・請求）」については、該当するものを〇で囲むこと。

第２号様式（第９条第１項）

手直し工事指示書

|  |
| --- |
| 　　　第　　　　　号　　　　年　　　月　　　日　部　　　　　　課長　　　　　　　　宛て課長　　　　　　　　　　印　　　　　　　年　　月　　日に検査した結果、下記のとおり手直しを必要とするので、習志野市建設工事検査実施要綱第９条第１項に基づき補修又は改造を指示します。記 |
| 工　事　番　号 |  |
| 工　　事　　名 |  |
| 工　事　場　所 |  |
| 契約着工年月日 | 　　　 年　 月　 日 | 契約完成年月日 | 　　　 年　 月　 日 |
| 請 負 代 金 額 |  |
| 受　注　者 | 所 在又は住 所 |  |
| 商 号又は名 称代　 表　 者 |  |
| 手直し工事期限 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 手直し工事指示事項 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 備　　考 |  |

第３号様式（第１０条第１項）

手直し工事完了届

|  |
| --- |
| 　　　　　年　　　月　　　日　課長　　　　　　　　宛て課　長　　　　　　　　　　　印　下記のとおり手直し工事が完了したので、習志野市建設工事検査実施要綱第１０条第1項に基づき届け出ます。記 |
| 工　事　番　号 |  |
| 工　　事　　名 |  |
| 工　事　場　所 |  |
| 受　注　者 | 所 在又は住 所 |  |
| 商 号又は名 称代　 表　 者 |  |
| 手直し工事期限 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 手直し工事完了日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 手直し工事指示事項 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 備　　考 |  |

第４号様式（第１１条）

工事（完成・出来形）・手直し工事検査結果通知書

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　様課 長　　　　　　　　　　　印　完　成　　　　　　本　　検　　査出来形　　　　　 手直し工事検査下記工事の　　　　　について　　　　　　　　　　を　　　　　年　　　月　　　日　に実施した結果、下記のとおり（完成・出来形）を確認したので通知します。 |
| 工　事　番　号 |  |
| 工 事 名 |  |
| 工　事　場　所 |  |
| 請 負 代 金 額 | 円 | 出 来 高 額 | 円 |
| 既 支 払 済 額 | 円 | 出 来 高 率 | ％　 |
| 出来高割合及び出来高払金等算　定　基　礎 |  |
| 請　　求　　額 | 円 | 今回支払可能額 | 円 |
| 工　　　期 | 完成・出来形年月日 | 年　　月　　日 | 契約完成年月日 | 年　　月　　日  |
| 受　注　者 | 所在又は住所 |  |
| 商号又は名称代表者 |  |
| 立　会　人 | 所属　　　　　　　　課 | 氏　　名 |  |
| 検 査 概 要指 示 事 項 | 検査員　　　　　　　　印 |

注　「（完成・出来形）」、「本検査・手直し工事検査」は該当するものを○で囲むこと。

別記第１号様式（第５条第１項）

（昭５２訓令４・全 改、昭５６訓令２・昭６３訓令２・平３訓令１０・平１４訓令３・平１４訓令８・平２１訓令８・平２４訓令９・令４訓令○・一部改正）

第２号様式（第９条第１項）

（昭５２訓令４・全 改、昭５６訓令２・昭６３訓令２・平３訓令１０・平１４訓令３・平２１訓令８・平２４訓令９・令４訓令○・一部改正）

第３号様式（第１０条第１項）

（平２４訓令９・全改・令４訓令○・一部改正）

第４号様式（第１１条）

（令４訓令○・全改）